

尖閣諸島に対する

中国の主張、日本の主張

岡本 祥一

予科5-7
航空16-4
航空通信
(川口市)



まえがき

尖閣諸島の領有権争いで、風雲急なるものがある。どのような根拠で中国は領有権を主張しているのか。中国大使館のホームページでの言い分を抄録した。日本の主張は日本外務省公表の英文から採録、要点を記録した。主観を排し、夫々の主張を極力忠実に再現しようと努力した。

各国主張の要点

A. 日本の主張の要点

1. 尖閣諸島は無人島であり、かつ中国支配の痕跡が無いことを確認し1895年国土に編入した。
2. 1895年5月締結の「下関条約」に尖閣諸島は含まれていない。
3. 尖閣諸島は、サンフランシスコ講和条約第3条に基づき南西諸島の一部として米国の施政権の下に置かれてきた。1971年の「沖縄返還協定」により施政権は日本に返還された。
4. 1970年、国際機関により東シナ海に石油資源埋蔵の可能性が報告された。それまでは中国と台湾は領有権の主張は行ってこなかった。
5. 中国の公文書、地図等に日本の領土と認めた記述がある。
6. 「棚上げ」、「現状維持」との日中間の

合意は事実無根である。

B. 中国の主張の要点

1. 古文献及び古地図はいずれも釣魚諸島を中国の領海であることを示している。
2. 日本は日清戦争に際して清国の敗勢を見て釣魚諸島領有を閣議決定した。
3. 「カイロ宣言」「ポツダム宣言」によれば、釣魚島が台湾の付属諸島として返還されるべきものである。
4. 中国が承認していない「サンフランシスコ条約」締結後、米国は勝手に釣魚諸島を管轄下に置くこととした。
5. 日中国交回復に際し合意された両国の先代指導者たちによる「問題を棚上げし、将来の解決に委ねる」との共通認識は一方的に破棄された。

C. 米国の立場

米国の立場は次の2点に要約される。

1. 領有権についてどちらにも肩入れしない。中立を守る。
2. 尖閣諸島は日米安全保障条約の適用範囲である。

(岡本祥一；「尖閣諸島係争問題」、平成23年10月偕行誌「花だより」参照)

あとがき

尖閣問題、竹島問題発生の底流には、日本の政治の混乱、国力低下があるのではないか。筆者の感想である。

補遺：中国の主張の細目

A. 釣魚島は中国固有の領土である。

1. 歴史的に発見が早い。
 - a. 1403年発刊の「順風相送」に釣魚島の記述がある。
 - b. 1372年琉球王朝は明朝に朝貢、明朝は使節を派遣した。以降1866年までの約500年間、明朝、清朝は前後24回にわたり使節を派遣、釣魚島は琉球への経由地であり、その頃の文献で古米島（現久米島）

が琉球地方との境と記述されている。

c. 1650年琉球国最初の正史「中山世鑑」には古米島は琉球の領土であるが、赤嶼（現・赤尾嶼）およびそれ以西は琉球の領土ではないと記述されている。

d. 1708年琉球の学者・紫金太夫程順則の{指南広義}に姑米山は「琉球西南方の境界にある鎮山である」となっている。

2. 管轄の歴史が古い

明朝、1561年編集の「籌海図編」の「沿海山沙図」に釣魚島諸島を明朝の海防範囲と明記してある。

1605年徐必達らによる「乾坤一統海防全図」、1621年茅元儀による中国海防図「武備誌・海防二・福建沿海山沙図」も釣魚島などの島嶼を中国の領海に組み入れている。

清朝の政府文献、「台湾使槎録」「台湾府誌」等は、釣魚島等の管轄状況を詳細に記述している。また、1871年、陳寿祺らによる「重纂福建通誌」巻84では釣魚島を海防の要衝に組み入れている。

3. 中外の地図

1579年、蕭崇業による「使琉球録」の中「琉球通過図」、1629年、茅瑞徴による「皇明象証胥録」、1767年作成の「坤輿全図」1863年刊行の「皇朝中外一統輿図」は、釣魚島を中国の海域に組み入れている。

1785年、日本の林子平による「三国通覧図説」所載の「琉球三省及び三十六島之図」では釣魚島を琉球36島以外に列記し、中国大陸と同色で示している。

1809年、仏人ピエール・ラピーによる「東中国海沿岸各国図」では釣魚島等が台湾と同色で示されている。1811年、英国で出版された「最新中国地図」、1859年米国で出版された「コットンの中国」、1877年英国海軍作成の「香港から遼東湾に

至る中国東海沿海海図」等は釣魚島を中国の版図にくみいれている。

B. 日本は釣魚島を窃取した

明治維新に際し、日本は1879年琉球を併呑し、沖縄県に改名した。その後、ほどなく釣魚島占拠を画策し、日清戦争末期にひそかに版図に編入した。下関条約では台湾全島及び釣魚島を含む全ての付属諸島を割譲させた。

1. 日本のひそかな画策

1884年釣魚島は無人と公言した日本人がいた。日本政府は直ちに“秘密”調査を行った。1885年9月6日付けの中国紙「申報」に「台湾北東部の島で日本人が日本の旗を掲げ乗っ取らんばかりの勢いである」との記事がある。

1885年、沖縄県令が釣魚島をひそかに調査し、「中山伝言録」に釣魚諸島は清朝の琉球使節船の目印であるとの記載があること、その為日本の標杭を立てるのに疑念があり政府の指示を待つとの秘密報告書を政府に提出した。政府は後ほど機会を見て標識設置や開発着手を行えばよいとし、この時点では国の標識を立てる沖縄県の要求に同意しなかった。

1890年、沖縄県知事は釣魚諸島が無人であり、今までその所轄が確定していないとして、「本県管轄下の八重山役所所轄にしたい」との伺いを内務大臣に提出した。1893年沖縄県知事は国の標識を立て版図に組み入れたいと再度申し出た。しかしいずれの場合も日本政府は回答を示さなかった。

沖縄県は1894年5月12日、同島が日本に属することを示す文献記載や口碑の伝説などは無いとの結論を出している。

1894年7月日清戦争が始まり清朝の敗勢が明らかになった時点で、1895年1月14日日本政府は釣魚諸島を沖縄県の管轄

下に編入する秘密決議を採択した。

1985年から始まる日本政府の調査の公文書は終始秘密にされており、日本の主張は国際法に定められた効力を持たないことが証明されている。

2. 日本による強制割譲

1895年4月17日「馬関条約」(下関条約)により「台湾全島及び釣魚諸島を含む全ての付属島嶼」割譲を強いられた。

C. 米日の釣魚島占有は不法かつ無効

1. 「ポツダム宣言」

日本が受け入れた「ポツダム宣言」の第8条には「日本の主権は本州、北海道、九州、四国及び我々が定めたその他の小さな島の範囲内に限る」と記されている。更に、1946年1月29日の「同盟軍最高司令部訓令(SCAPIN)第677号」では「日本の四つの主要島嶼と、対馬諸島、北緯30度以北の琉球諸島を含む約1千の隣接小島嶼」と定められている。

1945年10月25日台湾は正式に中国に返還された。1972年9月29日の「中日共同声明」では、台湾は中国の不可分の一部であり、かつ「ポツダム宣言」第8条の立場の堅持が承認された。これらの事実は釣魚島が台湾の付属諸島として返還さるべきものであることを示している。

2. 米国の不法編入

1951年9月8日に中国を除外して締結された「サンフランシスコ条約」では、北緯29度以南の南西諸島を国連の委任管理下に置き、米国民政府を施政者とする事とした。この条約には釣魚島が含まれていなかった。

1952年2月29日、1953年12月25日、米国民政府は第68号令(「琉球政府章典」)と第27号令(「琉球列島の地理的境界」に関する布告)を公布し、中国領の釣魚島を勝手にその管轄下に組み入れた。

3. 釣魚島の施政権をひそかに授受

1971年6月17日「沖縄返還協定」により釣魚島を含む琉球諸島の施政権が日本に返還された。中国は同年12月30日、抗議声明を発表した。

D. 日本の主張に根拠が無い

数百年にわたり中国は釣魚諸島を管轄しており無主地ではない。台湾の付属島嶼であった。従って、(中国が承認した)「カイロ宣言」「ポツダム宣言」により中国に無条件で返還すべきである。

1951年9月15日に結ばれたサンフランシスコ講和条約を締結後、米国は勝手に釣魚諸島を管轄下に編入、その後「施政権」を日本に返還した。これらの行為は国際法上いかなる効力も有しない。

E. 主権確保に断固戦う

1951年9月18日、中国は「サンフランシスコ条約」は不法かつ無効であり承認出来ないと強調、また1971年「沖縄返還協定」に際し釣魚諸島が中国の領土であると声明を発表した。1992年国内法公布に際し釣魚諸島を中国の領土に属すると明確に定めた。2012年3月に釣魚諸島の標準名称を公布した。

F. 結び

釣魚諸島は中国が争う余地のない主権を有する。日中国交回復に当たり両国の先代指導者たちは「問題を棚上げし、将来の解決に委ねる」との共通認識に達した。しかし日本の「国有化」実施は、中国の主権に対する重大な侵犯であり、先代指導者の諒解と共通認識に背くものである。中国は日本が歴史と国際法を尊重し、中国の領土主権を侵害するあらゆる行為を直ちにやめるよう強く要求する。